

令和6年度青梅市公共交通協議会 取り組み

グリーンスローモビリティの実証運行について（案）

- ・ 目 的 青梅市地域公共交通計画の推進
 - ・ 有償での実証運行を通じ、無償での実証運行との比較や、持続可能な本運行を見据えた「需要」と「課題」を探る。
 - ・ 青梅市地域公共交通計画の達成を見据え、他地区を含めた「鉄道と路線バスのサービス圏外の解消」を目指す上での「課題」を探る。
- ・ 運行期間 令和6年10月1日（火）
～11月30日（土）日曜・祝日運休
- ・ 走行区間 青梅市河辺町1～3丁目方面⇔河辺駅南口方面
- ・ 運行台数 グリーンスローモビリティ2台

(2) 鉄道と路線バスのサービス圏外*の解消

【目的】
・鉄道と路線バスのサービス圏外の解消を進めます。

【施策内容／主な実施主体】
①鉄道と路線バスのサービス圏外のうち人口密度が40人／ha以上の主な地区(9地区)を対象に、一定の需要があることなどを条件として、新たな公共交通の導入／地元組織、交通事業者、青梅市

【スケジュール】
①令和4年度までの検討を踏まえ令和5・6年度に河辺町1～3丁目地区でグリーンスローモビリティ*の実証運行等、令和7年度以降に本格運行

公共交通施策	現状	実施工程（年度）					
		前期					後期
		令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	～令和14 (2032)
(1)公共交通のネットワークとサービスの維持	①施設送迎バスの活用	検討／実証実験					
	②既存の公共交通の補充	検討／実証実験					
	③まちづくりにあわせた路線の再編	まちづくりの動向の注視／検討					
(2)鉄道と路線バスのサービス圏外*の解消	①新たな公共交通の導入	検討／実証運行					

（青梅市地域公共交通計画より抜粋）

運行主体（乗務員）

今回の実証運行では京王自動車(株)
青梅営業所に依頼（道路運送法第21条）

※なお、次年度以降の本運行にあたっては
道路運送法第4条（乗合）
同 第78条（自家用有償旅客運送）
のいずれかを申請する

※収受した運賃については全額
京王自動車(株)の収入として扱い、
人件費はその収入額との差額を
支出することとしたい。

21条許可



乗合タクシーが地域住民のニーズにマッチするか、半年間試しにやってみたいけれど、せっかくタクシー事業者に一般乗合の許可を取ってもらっても、試した結果「導入しない」という結論になると申し訳ない・・・

そんなときは、運送法21条許可による実証運行という方法があります

21条許可とは

一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合、イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証運行等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行については、一般貸切及び一般乗用旅客自動車運送事業者が21条許可を得ることにより乗合運送を行うことができます。これを、一般乗合旅客自動車運送事業（4条）と区別し、「21条許可」と呼んでいます。

（道路運送法）
第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができます。
一 災害の場合その他緊急を要するとき。
二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

21条許可の注意点

- ・一般貸切旅客自動車運送事業者は乗車定員11人以上、一般乗用旅客自動車運送事業者は乗車定員11人未満となります
- ・運行費補助（幹線・フィーダー補助金）は使えません

21条許可の手続き

21条許可は、一般乗合の申請よりも比較的簡易な手続きで申請することができます（路線型・区域型どちらも可）

【申請要件】

- 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難
- 運行する期間が原則1年以下のもの（実証実験については、地方公共団体からの要請がある場合で当初から1年以上の計画がある運行については、1年以上（3年程度）の期間を認める）
- イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証運行等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行
- 自治体等からの要請

【標準処理期間】2カ月

21条許可のメリット

- ・法令試験なし
- ・登録免許税がかからない
- ・期間限定の許可のため、申請とおりの時期に終了した場合は廃止等の手続き不要

実証運行を行う場合は、地域公共交通会議や運賃協議会での合意は必須要件とされていますが、交通会議に諮り、地域の関係者間で協議することが望ましいです

20

（国土交通省 資料より抜粋）

運行形態



・住友金属鉱山アリーナ青梅～下久保公園～河辺駅南口間経路について

下久保公園付近の道路幅員、交通状況等を考慮し、下図のとおり運行します。(東ルート・西ルート共通)



・定時定路線（決まった区間、決まった路線のみ走行する。）

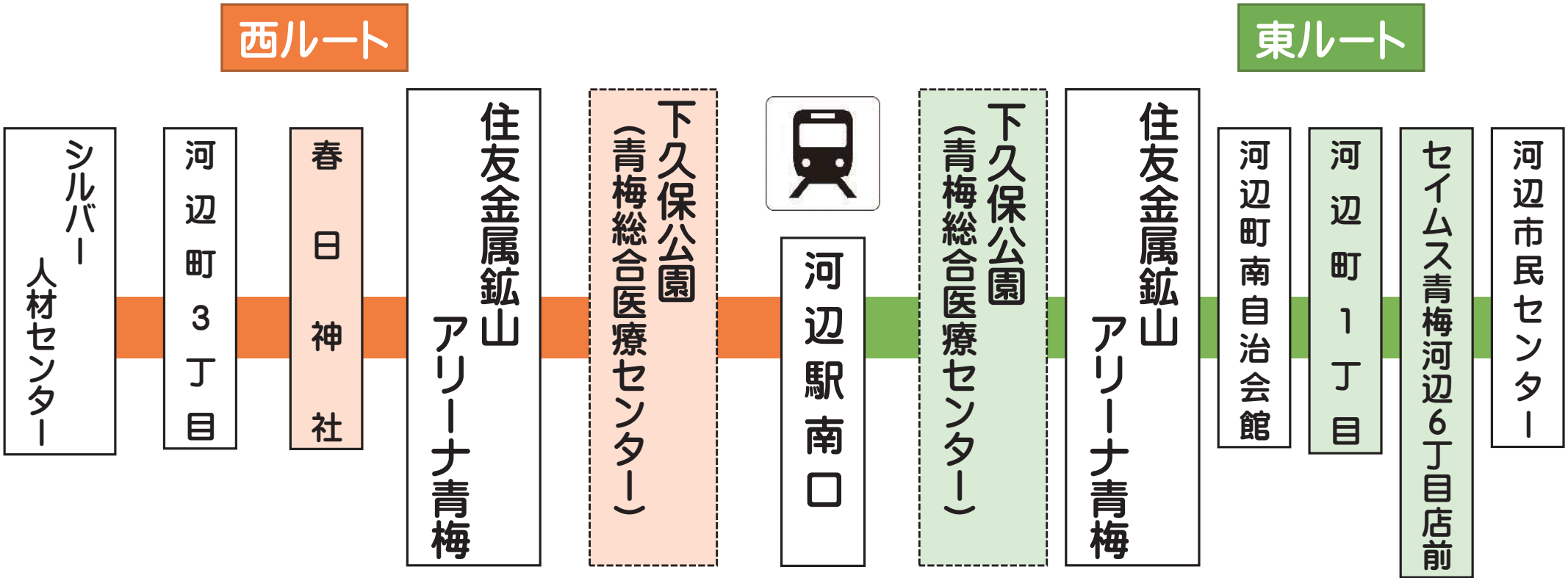
・路線・停留所は前回と同じ場所をベースとする。

★停留所を増設する予定の場所

- ・下久保公園(青梅総合医療センター)
- ・ドラッグセイムス青梅河辺6丁目店

停留所の場所借用については、地元自治会の皆さまにもご協力いただいております

路線図・運行系統



下久保公園（青梅総合医療センター）停留所（案）



春日神社停留所（案）



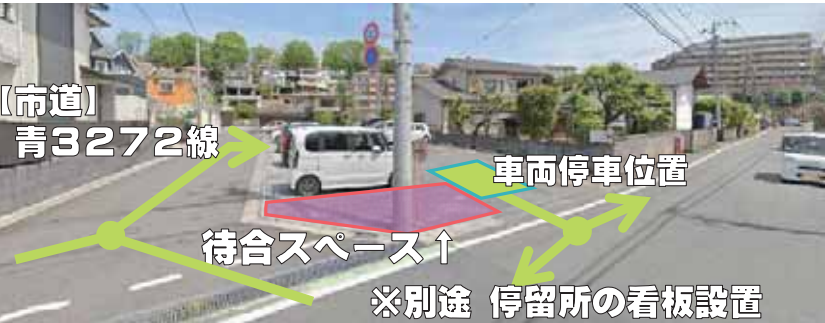
河辺町1丁目停留所（案）



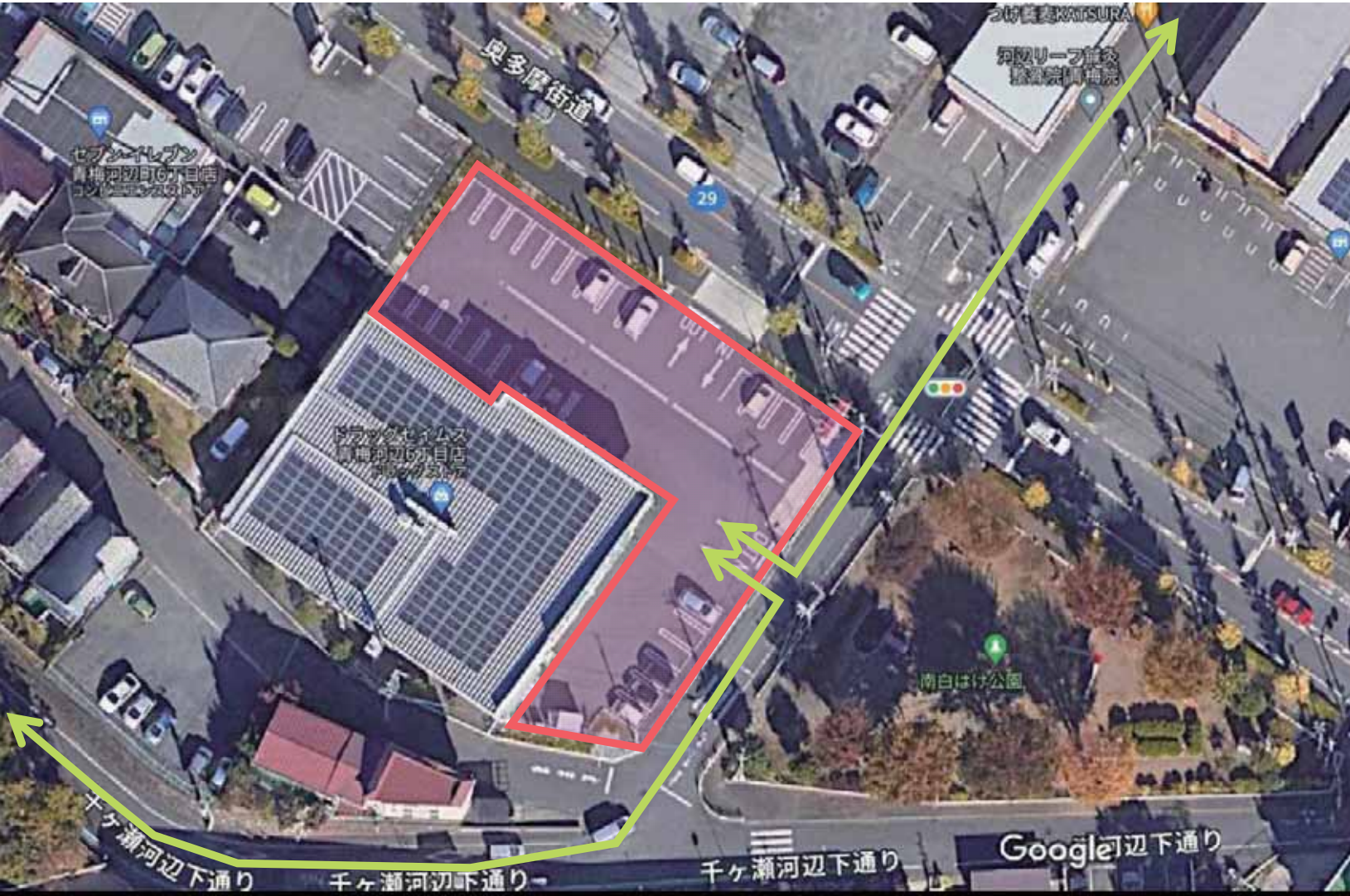
（停車方法）

- ①千ヶ瀬河辺下通りの交差点を曲がり、市道「青3272線」を北方向に進む
- ②7番車室付近で右折し、駐車場内を東方向に進む
- ③通路まで到達したら右折し、待合スペース（1番車室）付近まで南方向に進み、停車
- ④乗降
- ⑤千ヶ瀬河辺下通りに戻る

（7番車室に停車車両がある場合、空いている区画を通行して構わない旨、了承いただいています。）



セイムス青梅河辺6丁目店前（案）



店舗敷地内にて乗降
（停留所スタンドを
1か所設置する。）

停車場所は駐車や入出庫
などの状況を考慮
しながら臨機応変に
対応する

(令和5年度実証運行時から場所の変更がない予定の停留所)

シルバー人材センター（千ヶ瀬町1丁目）

…シルバー人材センター門の前に
停留所を設置



住友金属鉱山アリーナ青梅

…正面玄関西側 エントランスにて乗降



河辺町3丁目（千ヶ瀬河辺下通り沿い）

…一度敷地内にて転回し、乗降。



河辺駅南口

…南口タクシーのりばにて乗降



(令和5年度実証運行時から場所の変更がない予定の停留所)

河辺町南自治会館

…自治会館前の門に停留所を設置 ※車庫は今回河辺市民センターで調整中



河辺市民センター

…体育館と事務所棟の間に停留所と車庫を設置



※車庫

- ・200Vの充電設備が取れるところ
- ・京王自動車(株)青梅営業所から半径2Km以内もしくは営業所から2Km以上で関東運輸局が認めたところ
⇒河辺市民センターで調整中

※車庫における「遠隔点呼」について

⇒河辺市民センター（建物内）にて調整中

(車庫について)



(画像はイメージ)

IT点呼キーパーを用いた遠隔点呼を
営業所（京王自動車株青梅営業所）と
車庫（河辺市民センター）をつないで行う。

運賃収受（案）

普通片道乗車券、企画乗車券（フリーパス）の2種類を用意し、定期利用の需要や効果についても検証したい。

種類	金額	購入方法	備考
（普通片道乗車券） 運賃	各ルート片道100円 （支払いは現金のみ） 子ども同額 未就学児は無料	【乗車時】 運賃箱に現金を投入	【折返し】終点では全員降車していただきます。 引き続き乗車を希望する場合は、再度運賃をお支払いください。 （シルバー人材センター、河辺市民センター） 【乗り継ぎ特例】河辺駅南口で降車せず、もう一方のルートに引き続き乗車する場合、最初に支払った運賃で乗車できます。 ※停留所で降車した後、別の車両に乗車した場合はルート関係なくそれぞれの車両で運賃の支払いが必要です。
（企画乗車券） 記名式 フリーパス	1枚2,000円 子ども同額	【最初の乗車時】 乗務員から購入 【2回目以降の乗車時・降車時】 乗務員に提示	【有効日】 購入時点から実証運行期間終了日まで。 フリーパス購入前に利用した乗車券の払い戻しは対応いたしかねます。 【有効区間】 実証運行区間全区間 【再発行】 紛失の場合も含め、行いません。 【払い戻し】 実証運行期間中、全便運休日が合計30日以上発生した場合に限り、全額払い戻します。 払い戻し方法は発生した場合に限り、停留所などに提示します。 【その他】 同じ車両に2往復以上続けて乗車することはできません。 △往復の定義について規定あり

※領収書の対応はできません。※シルバーパスは使用できません。

△往復の定義 乗車した停留所から河辺市民センター、シルバー人材センターを1回ずつ通った後、乗車した停留所に戻ることを「1往復」とします。
（乗車した停留所と河辺市民センター、シルバー人材センターが同一の場合、乗車した時点で1回通ったこととします。）

運賃にかかる協議について

月日	対象者	内容	
令和5年度	住民利用者	住民アンケートの実施	
令和6年5月29日	利害関係者	京王自動車(株)と協議	運賃案を説明 金額にかかる意見なし
令和6年5月29日	住民利用者	地域住民と協議 (ワークショップ)	運賃案を説明 金額にかかる意見なし
令和6年6月28日	利害関係者	バス事業者に案を送付	
令和6年7月1日	東京運輸支局	概要説明および意見交換	ここまでの経緯を説明 京王自動車(株)同席
令和6年7月8日	西武バス(株) 東京都交通局	概要説明	運賃案を説明 意見等は別紙のとおり
令和6年7月17日	西東京バス(株)	概要説明	運賃案を説明
令和6年7月24日		運賃分科会	運賃協議

- 本運行では、上記協議に加えパブリックコメント、ホームページでの意見募集など、広く意見を募るような機会を設定する。
- 運賃分科会は同日開催の公共交通協議会の後に実施。公共交通協議会での協議内容は「予定額」とする。
運賃分科会の協議結果は後日議事要旨と一緒に委員に送付する。

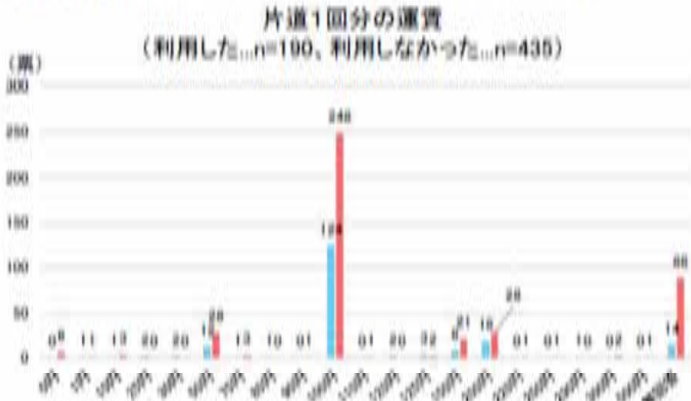
運賃の算出基礎

令和5年度実証運行の際、利用者や地域住民に対し、アンケート調査を行った。
その結果、いずれも1回あたりの運賃は100円、1か月あたりの定期を想定した金額は1,000円が最も多かった。
今回の実証運行でもエリア内を運行する短距離の生活交通としての役割を果たすとともに、高齢者の外出機会を促進するため、アンケート調査での結果を踏まえ、住民が利用しやすいワンコイン運賃を設定することとした。

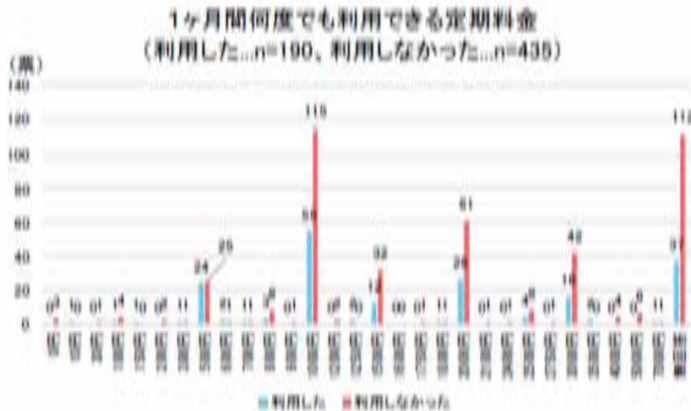
(令和5年度住民アンケートより)

問7. 今回の実証運行は運賃が無料でしたが、将来にわたって持続可能な移動手段とするため、今後の運行では運賃をいただく予定です。

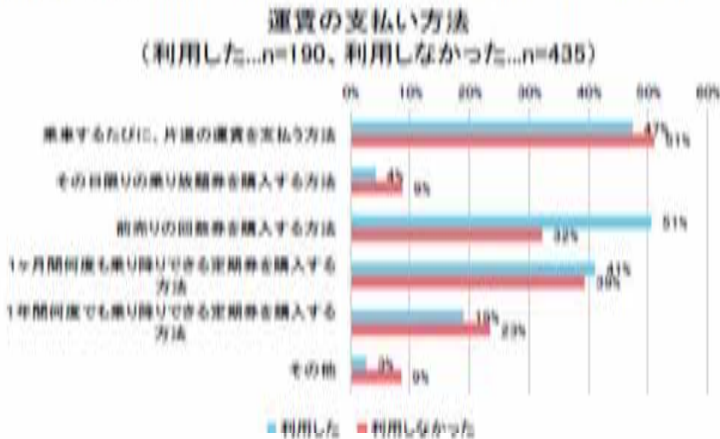
ここでは、問3-①「グリーンバス＝モビリティ実証運行の利用有無」別に集計を行った。
①その場合、運賃はいくらが望ましいと思いますか。
「片道1回分の運賃」では、実証運行を利用した人は100円が最も多く、124票となっている。実証運行を利用しなかった人も100円が最も多く、248票となっている。



「1ヶ月間何度でも利用できる定期料金」では、実証運行を利用した人は1,000円が最も多く55票となっている。実証運行を利用しなかった人も1,000円が最も多く、115票となっている。



②運賃を支払う場合の方法はどれがよいですか。(複数回答可)
実証運行を利用した人のうち、「前売りの回数券を購入する方法」が51%、「乗車するたびに、片道の運賃を支払う方法」が47%、「1ヶ月間何度でも乗り降りできる定期券を購入する方法」が41%となっている。



その他の内訳は以下の通りである。

その他	票数
ICカードやQRコード等のキャッシュレス決済	26
高齢者や障害者は無料にしてほしい	3
半年分の定期券	2
年金受給者の65歳以上は無料にしてほしい。	1
年間10,000円で乗り降りできる定期券	
後日引き落とし	1
市民の無料バスを受け取る	1
11回1000円の回数券	1
本数が増える(と4)もよいと思う。	1
満席で乗れないことがなければ定期券	1
皆様の意見を聞いて色々方法を考える	1
手段はいろいろあるといいです。	1
(記載なし)	4

このアンケートを基に
運賃案を作成した。

予算（案）

公共交通協議会補助金 20,315千円

（一部内訳）

協議会運営支援委託料 7,370千円

実証運行業務委託料 12,215千円

実証運行業務委託料の内訳

車両費 1,630千円

運行システム費 1,320千円

（上記2項目の合計 2,950千円）

乗務員費 3,053千円 …京王自動車㈱に依頼する場合、約445時間分

その他諸経費・運行支援費等 6,222千円

50日運行の場合、1日あたり約8.5～9時間
75日運行の場合、1日あたり約5.5～6時間

（運賃収入の見込みについて）

有料化した場合の1日平均乗車人数 34人（第50回公共交通協議会より 100円の運賃設定の場合をもとに試算）

フリーパス利用見込み 15人 ※実証運行後アンケートで「週1日以上乗った」方の割合（44％）

運賃支払い 19人 ※52日運行の場合 19人×100円×52日＝合計98,800円

(参考)

グリーンスローモビリティ車両にかかる1ヶ月あたりの目安額の比較



会社名	モビリティ ワークス	エナジーシステム サービス	YAMAHA	タジマ	Thinktogether
車種	LSV-4	CARRYECOSM-ZL	AR-07	NA0-6J	eCOM-4
人数 (乗務員含む)	4人乗り	4人乗り	7人乗り	6人乗り	7人乗り
特徴	シートベルトあり			ドア付き 冷房付き	車椅子乗車可 ドア付き 荷物スペース
目安額	32.6万円	45.5万円	70万円	120.5万円	170万円

令和4年度使用

令和5年度使用

5月29日協議の結果、予算の都合、他自治体での事例などから、この中から2台選定することとなった。

⇒YAMAHA AR-07を2台借用する予定

△車両にかかる予算額 車両費 1,630千円 運行システム費 1,320千円 (2項目の合計 2,950千円)

時刻表（7月18日案）
河辺市民センター⇒河辺駅南口 河辺駅南口⇒シルバー人材センター

東 ル ー ト	停留所名	所要時間/番号	回1A▲	3A▲	回5B◆	7●	9●	11●	13B◆	15●	17A▲	19A▲
	河辺市民センター	0	8:32	8:45	9:04	9:25	10:05	11:00	11:45	12:25	13:55	15:15
	セイムス青梅河辺6丁目店前	2	↓	8:47	↓	9:27	10:07	11:02	11:47	12:27	13:57	15:17
	河辺町1丁目	5	↓	8:50	↓	9:30	10:10	11:05	11:50	12:30	14:00	15:20
	河辺町南自治会館	9	↓	8:54	↓	9:34	10:14	11:09	11:54	12:34	14:04	15:24
	住友金属鉦山アリーナ青梅	12	//	8:57		9:37	10:17	11:12	11:57	12:37	14:07	15:27
	下久保公園(総合医療C)	15	//	9:00		9:40	10:20	11:15	12:00	12:40	14:10	15:30
	河辺駅南口 着	19	//	9:04		9:44	10:24	11:19	12:04	12:44	14:14	15:34
西 ル ー ト	停留所名	所要時間/番号	//	103A▲		107●	109●	111●	113B◆	115●	117A▲	119A▲
	河辺駅南口 発	20(0)	//	9:05		9:45	10:25	11:20	12:05	12:45	14:15	15:35
	下久保公園(総合医療C)	23(3)	//	9:08		9:48	10:28	11:23	12:08	12:48	14:18	15:38
	住友金属鉦山アリーナ青梅	24(4)	//	9:09		9:49	10:29	11:24	12:09	12:49	14:19	15:39
	春日神社	29(9)	↓	9:14	↓	9:54	10:34	11:29	12:14	12:54	14:24	15:44
	河辺町3丁目	31(11)	↓	9:16	↓	9:56	10:36	11:31	12:16	12:56	14:26	15:46
	シルバー人材センター	34(14)	8:44	9:19	9:16	9:59	10:39	11:34	12:19	12:59	14:29	15:49

乗務員シフト
Aダイヤ
8:32-16:07(8h)
8:45-11:19(3h)
Bダイヤ
9:04-12:49(4h)
9:25-12:58(4h)

西ルートの各便について、
東ルートの番号+100の番号が付与された便は西ルート・東ルート直通運転を行います。
河辺駅南口で降車せず、引き続きもう一方のルートに乗車する場合は【乗り継ぎ特例】を適用します。

Aダイヤ …月・火・金曜日運転（左表▲・●印の便を運転）
Bダイヤ …水・木・土曜日運転（左表●・◆印の便を運転）
回…回送（乗車できません）

時刻表（7月18日案）
シルバー人材センター⇒河辺駅南口 河辺駅南口⇒河辺市民センター

西 ル ー ト	停留所名	所要時間/番号	102A▲	104●	106●	108●	110●	112B◆	回14B◆	116A▲	118A▲	回20A▲
	シルバー人材センター	0	8:45	9:25	10:05	11:00	11:45	12:25	12:46	13:05	14:35	15:55
	河辺町3丁目	2	8:47	9:27	10:07	11:02	11:47	12:27	↓	13:07	14:37	↓
	春日神社	4	8:49	9:29	10:09	11:04	11:49	12:29	↓	13:09	14:39	↓
	住友金属鉾山アリーナ青梅	9	8:54	9:34	10:14	11:09	11:54	12:34		13:14	14:44	//
	下久保公園(総合医療C)	12	8:57	9:37	10:17	11:12	11:57	12:37		13:17	14:47	//
	河辺駅南口 着	16	9:01	9:41	10:21	11:16	12:01	12:41		13:21	14:51	//
東 ル ー ト	停留所名	所要時間/番号	2A▲	4●	6●	8●	10●	12B◆		16A▲	18A▲	//
	河辺駅南口 発	17(0)	9:02	9:42	10:22	11:17	12:02	12:42		13:22	14:52	//
	下久保公園(総合医療C)	20(3)	9:05	9:45	10:25	11:20	12:05	12:45		13:25	14:55	//
	住友金属鉾山アリーナ青梅	21(4)	9:06	9:46	10:26	11:21	12:06	12:46		13:26	14:56	//
	河辺南自治会館	24(7)	9:09	9:49	10:29	11:24	12:09	12:49	↓	13:29	14:59	↓
	河辺町1丁目	28(11)	9:13	9:53	10:33	11:28	12:13	12:53	↓	13:33	15:03	↓
	セイムス青梅河辺6丁目店前	30(13)	9:15	9:55	10:35	11:30	12:15	12:55	↓	13:35	15:05	↓
	河辺市民センター	34(17)	9:19	9:59	10:39	11:34	12:19	12:59	12:58	13:39	15:09	16:07

乗務員シフト
Aダイヤ
8:32-16:07(8h)
8:45-11:19(3h)
Bダイヤ
9:04-12:49(4h)
9:25-12:58(4h)

西ルートの各便について、
東ルートの番号+100の番号が付与された便は西ルート・東ルート直通運転を行います。
河辺駅南口で降車せず、引き続きもう一方のルートに乗車する場合は【乗り継ぎ特例】を適用します。

Aダイヤ …月・火・金曜日運転（左表▲・●印の便を運転）
Bダイヤ …水・木・土曜日運転（左表●・◆印の便を運転）
回…回送（乗車できません）

運送約款（案）

国土交通省が公開している「一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款」をベースに整備する予定。
（参考）京王自動車㈱の一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 運輸省告示第372号 昭和40年9月6日 一部改正 運輸省告示第140号 平成11年3月10日 一部改正 運輸省告示第268号 平成12年7月4日 一部改正 国土交通省告示第569号 平成20年6月12日 一部改正 国土交通省告示第175号 平成26年2月28日（4月1日施行） （適用範囲） 第1条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。 2 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。 （係員の指示） 第2条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。 （運送の引受け） 第3条 当社は、次条又は第4条の2第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。 （運送の引受け及び継続の拒絶） 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 （1）当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。 （2）当該運送に通ずる設備がないとき。 （3）当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。 （4）当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。 （5）天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。 （6）旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。 （7）旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき。 （8）旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は他人の助けなくして徒歩行が困難なほど泥酔しているとき。	（9）旅客が車内を汚染するおそれがある平素な服装をしているとき。 （10）旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。 （11）旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。 第4条の2 当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。 2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 （運賃及び料金） 第5条 当社が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。 2 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター額の表示額によります。 （運賃及び料金の収受） 第6条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。 （旅客に対する責任） 第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。 2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終了します。 第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。 第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。 （旅客の責任） 第10条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。
--	--

お客さまへのお願い

- ・立席ではご利用いただけません
- ・定員等の都合で、ご乗車できない場合があります
- ・車両設備の都合上、車いすやベビーカーのままご乗車いただくことはできません
- ・荒天時は運行を見合わせる場合があります

●グリス口車内の持ち込みについて

- ・小犬、猫等の小動物は、動物専用のケースやキャリーに収納してください。また、ほじょ犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）はそのままご利用いただけます。上記以外の動物の車内持ち込みはお断りいたします。
- ・車内スペースには限りがあります。スーツケースなどの大きい荷物、自転車など、持ち込みをご遠慮いただく場合があります。
- ・適切に梱包されていない刃物、危険物など運行に危害を与える恐れがあるものは車内への持ち込み、車内での使用はできません。

●乗り降りについて

- ・停留所でグリス口の到着までお待ちください。車両の到着後、運賃の投入、もしくはフリーパスを購入、提示してください。乗務員が空席をご案内しますので、降車停留所をお知らせください。
- ・停留所到着後、乗務員の案内により降車していただきます。

■乗車中は乗務員の指示に従ってください。従わない場合、約款第2条、第4条にもとづき、乗車をご遠慮することがあります。

運行可否の判断（5年度実証運行より）

運行可否の判断について

■気象条件による判断

下記の天候が予報されている場合、
当日の場合、**運休指示以降の全便を運休**とします。
翌日の場合、**全便を運休**とします。

※雷鳴以外の天候は tenki.jp 青梅市の情報で 6時から16時までの予報で判断します。

※運休指示は市と京王自動車(株)青梅営業所で協議し、最終的に市が判断します。

・午前7時から午後3時までのいずれか1時間で、
1時間あたり降水量の予報が25mmを越える時間がある場合
もしくは、風速の予報が25m/sを越える時間がある場合

・降り始めからの連続降水量の予報が運行時間中に148mmを越える場合

・降雪、みぞれ、雷の予報が出ている場合

・2日以内に台風の接近が見込まれる場合

・雷鳴が聞こえてきた場合

■その他判断

・凍結や事故などで道路の通行が困難になった場合、大地震が発生した場合、車両故障などのトラブルが発生した場合、市と京王自動車(株)青梅営業所で協議の上、運行を中止する場合があります。

■運休の確認方法

・青梅市ホームページ・青梅市各SNS（X、LINE など）

・各停留所（貼り紙）

始業・終業時の確認について

所 在 営業所 京王自動車(株)青梅営業所（青梅市日向和田1－69－18）
車 庫 河辺市民センター（青梅市河辺町6－18－1）
直線距離 5.058Km

始業時 営業所 ①点呼・アルコールチェック・携帯電話（調べてビューア用・緊急通話用）携行の確認
②車庫まで向かう事業用車両の点検
③出庫（事業用車両を用いて車庫まで回送）

車 庫 ①回送車両の留置（長時間停車することの措置）
②グリソ口車両の点検
③点呼・点検完了報告（点検担当者が営業所に報告）
④出庫（運用開始）

終業時 車 庫 ①入庫
②グリソ口車両の入庫時点検・充電
③点呼・点検完了報告（点検担当者が営業所に携帯電話で報告）
④退出（事業用車両を用いて営業所まで回送）

営業所 ①事業用車両の入庫・入庫時点検
②点呼・アルコールチェック・携帯電話の確認（調べてビューア用は充電へ）

※営業所・車庫での点検項目、点呼、アルコールチェックの方法について、グリソ口車両にかかる項目を除き、
平時、京王自動車(株)青梅営業所で行っている内容を用いて、確認することとする。

グリーンスローモビリティ入出庫時の点検・確認項目について

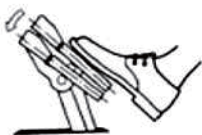
ハンドルの遊び、ゆるみ、ガタの点検

ハンドルを手で持ち上下左右、前後に動かしてガタがないか点検します。



ブレーキペダル（レバー）の遊びの点検

ブレーキペダル（レバー）を踏み（握り）遊び量を点検します。不具合がある場合は調整します。



パーキングブレーキの利き具合の点検

シフトレバー（スイッチ）を「前進」にし、車両を前後に押して利き具合を点検します。



タイヤの空気圧の点検

タイヤゲージを用いて空気圧を測定し、不具合がある場合は点検します。



シフトレバー（スイッチ）の点検
シフトレバー（スイッチ）を操作し、「前進」「後進」走行ができるか点検します。



走行点検

走行時、異常な振動や異音がないか点検します。



ブレーキの利き具合の点検

徐行しながらブレーキを作動させ利き具合を点検します。



駐車ブレーキの利き具合の点検

定められた下り坂でパーキングブレーキを作動させ確実にロックすることを確認します。



充電量の確認

駆動用バッテリーバックが十分に充電されているかインジケーターで確認します。



バッテリー液量の点検

バッテリー各層の電解液が規定のレベルライン内にあるか目視で点検します。不足している場合は蒸留水を補充します。



カメラレンズの点検【オプション品】

カメラユニットのレンズカバーを点検し、汚れ、くもり、水滴がないことまたはひび割れなど異常がないか点検します。



（その他イラストの記載がない確認項目）

- ・ 灯具類、ホーンの作動確認
- ・ タイヤの状態の確認（ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み）
- ・ 原動機の確認（低速・加速の状態）
- ・ 車体の状態（緩み・損傷・異音など）

緊急時の連絡先について

グリスロ実証運行乗務中は常に携帯電話を携行し、乗務中、緊急事態が発生した際、運行可否の判断が必要となった際は、右記連絡先と通話ができるようにすること。

（連絡先一覧は運転席ダッシュボードに置き、いつでも見られるよう手配します。）

緊急連絡先一覧

○交通事故発生時

→【警察】110番

○けが人がいる場合

→【消防】119番

○車両トラブル発生時

→【JAF】048-610-0900

※午前9時から午後5時30分まで

※電話口で「青梅市グリスロ実証実験（依頼者名）」と仰ってください。

※ロードサービス車搬入場所：河辺町南自治会館駐車場

※午前9時まではロードサービスコールセンターに電話してください。

【JAF】0570-

可能であれば9時まで安全な場所に待避し、リーフレット記載の番号に架電願います。

○乗務員対応

→【京王自動車㈱青梅営業所】0428-25-2112

○青梅市への連絡

→【交通政策課】0428-22-1111（内線）2557

※平日午前8時30分から午後5時まで

【京王自動車㈱青梅営業所 所長】→【交通政策課交通政策係】

※上記以外の時間（土日含む）

地域の自治会にお願いしたい役割

1 停留所の土地の確保	候補地…河辺町3丁目（島京駐車場） 春日神社（☆河辺町氏子会） 河辺町南自治会館（☆河辺町1～3丁目自治会） 河辺町1丁目（川杉月極駐車場）	6月7日までに関係者に直接伺います。 ☆印の連絡先について、5月31日までにお知らせください。
2 車庫・充電設備の確保	候補地…河辺町南自治会館（河辺町1～3丁目自治会）	1と同様の対応を予定しています。
3 車庫に設置するテントの借用	2張り程度	テントを管理している河辺市民センターと調整
4 事業協力店の募集	（一例） 【協力店から】・停留所設置の依頼 ・停留所への広告出稿 ・グリス口車両への命名 ・フリーパス特典の用意（割引、粗品進呈など）	個別に相談に応じますので、自治会にお声がかかりましたら交通政策係までご連絡ください。

今後の予定

7月24日	第52回青梅市公共交通協議会
7月31日まで	警察協議、市の内部での調整
8月上旬	認可申請（東京運輸支局）
手続き済み次第	地域の皆さまに説明・チラシ配布
10月	実証運行スタート

令和6年3月	青梅市公共交通協議会		地域公共交通会議の機能を併設（済み）
令和6年4月以降	本運行に向けた動き	●事業決定	
		●事業主体の選定・協議（誰が運転するか）	
		▲一般乗合旅客自動車運送事業の申請（事業主体によっては）	運輸局での標準処理期間 約3か月
		●地元自治会との協議（停留所の位置など）	
		●所轄警察署との協議（他の交通への影響など）	
		●道路所管部署との協議（交通安全面での対策など）	
		●関東運輸局東京運輸支局への事業認可申請	運輸局での標準処理期間 約3か月
令和7年4月以降	本運行（予定）		



地元自治会との協議について
地域住民による地域公共交通改善制度
活用の検討を依頼したい。

これまでの役割

- ① 市民等（地域の住民や団体）の役割
 - ・行政の取り組みを支援
 - ・地域公共交通を自ら利用して行く取り組み
- ② 行政の役割
 - ・主体的な取り組み
 - ・住民が活動しやすい環境づくり
 - ・安全運行や利用促進のための情報提供や技術的支援
 - ・協議会や公共交通を持続していくための財政的な支援
- ③ 交通事業者の役割
 - ・安全第一と快適な交通サービスの提供
 - ・住民ニーズに適応した交通サービスの改善

これからの役割

- ① 市民等（地域の住民や団体）の役割
 - ・市民等による主体的な取り組み
 - ・市民等のニーズの確認
 - ・地域公共交通を自ら利用して行く取り組み
- ② 行政の役割
 - ・住民が活動しやすい環境づくり
 - ・安全運行や利用促進のための情報提供や技術的支援
 - ・協議会や公共交通を持続していくための財政的な支援
- ③ 交通事業者の役割
 - ・安全第一と快適な交通サービスの提供
 - ・地域住民との協力関係の構築
 - ・住民ニーズに適応した交通サービスの改善

地域住民による 地域公共交通改善制度

公共交通が不便な地域の改善に向けて、
市民等が主体となって地域のニーズに適した新たな交通の導入などを検討する場合に、
行政が技術的な事項や費用について支援する制度

【本制度の適用範囲】

- ①市民等による主体的な取り組みであること
- ②生活交通の問題改善に寄与する地域であること
- ③既存の公共交通との競合が回避でき、
必要な連携が確保できること

【取り組みの流れ】

- ①地域主体で検討するための地域組織結成
(右図のとおり)・地域の状況整理
- ②既存公共交通見直しによる対応可能性検討
- ③新たな交通の概略運行計画立案、需要調査
- ④実証運行の実施、評価
- ⑤本格運行の実施、評価

【地域組織の認定要件】

- ・市内在住者10人以上(年齢20歳以上)で構成
- ・活動の連絡窓口・取りまとめを行うための代表者1名
- ・公共交通の必要が感じられる地域
(鉄道とバスのサービス圏外など)
- ・取り組み姿勢
 - ・自治会と連携が取れる。
 - ・地域の代表として行政や事業者と協働できる。
 - ・生活交通の問題改善や市民生活の向上に向け、
継続性・主体的な活動が可能である。

